

飲酒運転根絶に関する決議

令和3年6月、千葉県八街市において、学校から下校途中の小学生の列に酒気を帯びた運転者が運転するトラックが突っ込み、児童2人のかけがえのない尊い命が奪われ、3人が重篤となる痛ましい事故が起きた。

また、令和4年3月には、本市高塚新田においても飲酒運転の軽自動車が自転車に乗っていた女性と衝突し、死亡させる事故が発生している。

このように、飲酒運転が社会的な問題となり、その危険性や違法性が再三にわたって指摘されているにもかかわらず、飲酒運転による交通事故が依然として後を絶たない現状がある。

飲酒運転は、交通死亡事故に直結し、尊い命が奪われかねない、極めて悪質・危険な行為であり、決して許されるものではない。

飲酒運転の根絶を図るためには、市民一人ひとりが飲酒運転の違法性、事故発生危険性の危険性、事故による責任の重大性などを再認識し、家庭、職場、そして地域社会全体が一体となって、飲酒運転の根絶に向け行動することが重要である。

よって、本市議会は、市民の安全で安心な暮らしを守る立場から、改めて交通安全意識の徹底を図るとともに、市をはじめ関係機関・団体との連携を強化し、飲酒運転の根絶に向け努めていくことを、ここに決議する。

令和4年12月23日

千葉県松戸市議会